

# 鳥取県福祉のまちづくり条例

---

## 制度概要等について

# 鳥取県福祉のまちづくり条例について

- 平成8年に、県独自条例のバリアフリー基準を規定した条例を制定し、床面積500㎡未満の施設も含めて、**建築物等のバリアフリー化の遵守義務**を規定
  - ✓施設用途毎に、バリアフリー化する施設の床面積を規定(病院0㎡以上、飲食店300㎡以上等)
- 平成20年に法に基づく条例として全部改正し、特別特定建築物はバリアフリー基準への適合を義務化
  - ✓特別特定建築物の**用途を追加** (公立学校、高等学校、大学、各種学校等、共同住宅等、スポーツ練習場他)
  - ✓**バリアフリー基準に独自基準を付加**(ベビーチェア、音声誘導装置の設置義務化等)
  - ✓**適合義務対象床面積を引下げ**(移動等円滑化経路となる出入口の基準は、特別特定建築物0㎡以上から適用)
- 条例施行後、**5年毎に見直しを実施**
  - ✓平成24年 オストメイト整備基準の見直し
  - ✓平成28年 特別特定建築物(劇場、集会場等)の適合義務対象床面積の見直し、バリアフリー基準の見直し(多機能トイレの分散化、ホテル・旅館に聴覚障がい者用客室の設置等)
- 条例の見直しでは鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門員会を設置して検討
  - ✓施設利用者、施設提供者、建築関係団体、学識経験者等を中心に、条例の課題・問題点を整理検討し、条例改正を実施

# (参考) 条例対象施設一覧

条例対象施設	適用面積
特別支援学校、幼稚園、小中学校、高校、大学等、各種学校、専修学校など	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">全て</p> <p>※建築物移動等円滑化基準の項目で適用面積は異なる。</p>
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	
ホテル又は旅館	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	
共同住宅、寄宿舍又は下宿	
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
遊技場	
博物館、美術館又は図書館	
公衆浴場	
飲食店	
公衆浴場	
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装店その他これらに類するサービス業を営む店舗	
理髪店及び美容院	
郵便局、銀行	
自動車教習所又は職業訓練校	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるもの)	
公衆便所	

# (参考) バリアフリー基準へ付加した基準

## 廊下等

- 廊下、階段踊り場、傾斜路の下端近接部分に視覚障がい者用ブロックの設置

## 便所

- 便所共通事項
  - ・特定水栓の設置、
  - ・車いす使用者便房以外に腰掛便座の設置
- 男女区別がある場合
  - ・ベビーチェアの設置
- 車いす使用者用便房
  - ・高齢者、障害者等が使用しやすい洗浄方法を用いた大便器
  - ・洗面器等に特定水栓の設置
  - ・大型ベッドの設置

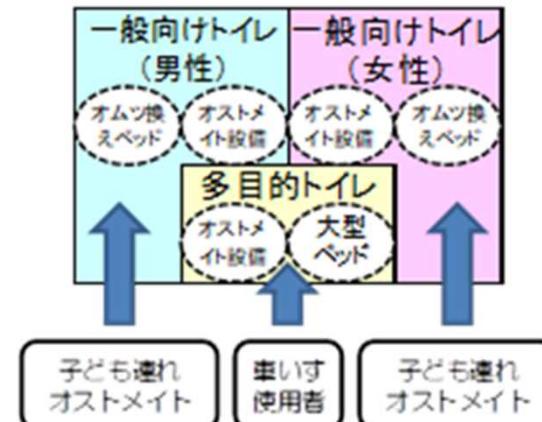
## 駐車場

- 官公庁施設及び一定規模以上の施設は車いす使用者用駐車場屋根を設置

## ホテル又は旅館の客室

- 客室総室25室以上は車いす使用者用客室及び聴覚障がい者用客室を50室に1室ずつ設置

### ▼分散化のイメージ



## (参考) バリアフリー基準へ付加した基準

### 移動等円滑化 経路

- 500㎡未満かつ上下階で同一サービスを受けられる場合を除き一定規模以上は(物販の場合は100㎡以上)段差解消を行う設備を設置

### 出入口

- 主たる出入口に庇の設置
- 一定規模以上の施設には音声誘導装置の設置

### 廊下

- 一定規模以上の施設には以下を設置
  - ・授乳・オムツ交換ができるスペースの設置
  - ・託児スペースの設置
  - ・休憩スペースの設置

### 敷地内 通路

- 車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面がぬかるまなようにすること
- 排水溝等を設置する場合は、車いすの車輪等が落ちない構造のふたの設置

### 案内設備

- 公共施設、ターミナル等には案内設備付近に聴覚障がい者に緊急情報の内容を伝達する設備の設置

### 案内設備まで の経路

- 視覚障害者移動等円滑化経路上に設置する誘導ブロックは、道等に誘導ブロックがある場合は接続させる

### 共同住宅

- 共同住宅の各住戸までを移動等円滑化経路にする。

# 小規模建築物への取り組み

## □ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正 (令和3年10月1日施行)

✓ 条例により適用規模を床面積500㎡未満に引き下げた特別特定建築物(以下「**条例対象小規模特別特定建築物**」)に対する**バリアフリー基準が緩和**された。

## □ 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正(令和3年10月1日施行)

✓ 本県は、**条例対象小規模特別特定建築物**に対して法のバリアフリー基準に付加した基準を適用しているため、現行条例のバリアフリー基準が維持されるように**条例を改正**。

< 条例改正のイメージ：移動等円滑化経路を構成する廊下幅の例 >

区 分		改正前		改正後	
		法で定める基準	条例で付加する基準	法で定める基準	条例で付加する基準
法で義務付け	2,000㎡以上	120cm	なし (法基準と同じ)	120cm	なし (法基準と同じ)
条例による引下げ	500㎡以上				
	500㎡未満			<b>+30cmの基準を付加 ⇒120cm</b>	

# 条例改正の検討内容（令和4年10月施行予定）

## 検討① バリアフリー化のさらなる推進(適合率の向上)

□ 高齢者、障がい者等の利用が多いと見込まれる建築物の適用面積の引き下げを検討。

- ✓ 老人ホーム系 100㎡→0㎡
- ✓ 公衆便所 50㎡→0㎡
- ✓ サービス店舗 100㎡→50㎡
- ✓ 理美容院 200㎡→100㎡
- ✓ 共同住宅 1000㎡→500㎡かつ3階

<適合率>

過去5年間の確認申請件数の総数のうち、内部適用面積に適合した件数の割合を示す。

区分 用途	適用面積(㎡)	適合率		
		H21~25	H28~R2	増減
児童厚生施設、老人・身障者福祉C等	100	81%	80%	▲1%
公衆便所	50	67%	91%	24%
クリーニング、コインランドリー等	500→100	21%	19%	▲2%
理美容院	200	0%	3%	3%
共同住宅、寄宿舍	1000	19%	9%	▲10%

# 条例改正の検討内容（令和4年10月施行予定）

## 検討② バリアフリー基準の見直し

- 利用者が集中する**多機能トイレの機能を分散化**
  - ✓ 分散化基準面積の引き下げ、一般トイレ内に1以上車いす使用者用が支障なく使用できる広さとした便房(車いす使用者用簡易便房)を設ける。
  - ✓ 一定規模以上の施設は、オストメイト用簡易型設備ではなくオストメイト用設備の義務付け(車いす使用者用簡易便房を除く)
- 車いす使用者用駐車施設に屋根の**設置義務化を促進**
- 官公署施設や一定規模以上の施設の主たる出入口は原則、自動扉又は引き戸

## 検討③ 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ロービジョン者に配慮した設計事例集の作成を検討
  - ✓ コントラストを用いた設計事例
  - ✓ サイン事例

## 検討④ 既存建築物の利活用のさらなる促進

- 空き家等の利活用とバリアフリー化の促進の検討
  - ✓ 用途変更時には条例不適用認定の有効活用
  - ✓ 脱着式スロープなど装置でバリアフリー化へ配慮するよう周知

# 支援制度（県独自制度）

## 鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金

□ 事業者を支援するため、**県と市町村**が連携して、**民間建築物のバリアフリー化**  
**工事に係る費用の一部を補助**（県+市 最大2/3補助）

- ✓ 条例で定めた用途について、バリアフリー基準に適合するよう整備することが条件
- ✓ 法で義務付けしている2000㎡以上の建築物、病院、福祉施設は補助対象外

→令和4年度は条例強化に合わせた補助メニューの拡充を検討。

（補助実績：平成20年～ 167件）

補助対象	新築	改修
車いす利用者用トイレの整備	[最大] 新築60万円 補助対象経費1/2以内	[最大] 改修333万円 補助対象経費2/3以内
バリアフリー対応エレベーター整備	[最大] 新築150万円 補助対象経費1/2以内	[最大] 改修1000万円 補助対象経費1/2以内
オストメイト対応設備の整備	[最大] 新築50万円 補助対象経費1/2以内	[最大] 改修66万円 補助対象経費2/3以内
音声誘導装置の設置	[最大] 新築150万円 補助対象経費1/2以内	[最大] 改修150万円 補助対象経費1/2以内
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関整備、車いす利用者用駐車施設等へ屋根設置</li> <li>・ 電光掲示板の整備、ホテル・旅館の車いす利用者用客室の整備</li> <li>・ 洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等の整備</li> <li>・ 誘導ブロックの整備、廊下幅拡張</li> <li>・ 出入口の拡張、引き戸化</li> <li>・ 200㎡未満の提案バリアフリー</li> </ul>	

# 支援制度（国制度）

## 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金

- 社会資本整備総合交付金を活用した、認定建築物の移動システム(EV,エスカレーター等)の整備に対して補助(国1/3、県1/6、市1/6補助)
  - 国制度の課題
    - ✓人口5万人以上の市町村等が対象となっており、本県は鳥取市・米子市以外の**17市町村が対象外**
    - ✓補助施設となる用途が、商業系を除く社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設、集会施設に限られ、**高齢者、障がい者の利用頻度が高い飲食店等は対象外**
- 補助条件が厳しく、活用が進んでいない。(本県実績:平成20年～ 3件のみ)

制度	対象		国	県	市町村	H20～ 補助実績
バリアフリー 環境整備促進 事業補助金	地域	人口5万人以上	1/3	1/6	1/6	3件
	用途	限定用途				
	部位	移動システム				
福祉のまちづくり推進事業 補助金	地域	補助制度を創設する市町村	—	最大 1/3	最大 1/3	167件
	用途	条例対象用途				
	部位	バリアフリー化整備に係る部位				

障害者差別解消法の改正、心のバリアフリーの促進といった**国のバリアフリー化の政策が進められる中、県・市町村の取り組みをさらに後押しする国支援（地域の実情に即してた補助対象区域及び補助対象施設の拡充）が必要**と考える。